

**記者発表資料**

平成 24 年 10 月 1 日

**平成 25・26 年度国土交通省地方整備局等に係る定期の資格審査について**

平成 25・26 年度を有効とする国土交通省地方整備局、国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く。）及び大臣官房官庁営繕部に係る定期の競争参加資格審査についてお知らせします。

## 問合せ先

国土交通省大臣官房地方課公共工事契約指導室  
（地方整備局（港湾空港関係以外）について）

課長補佐 大場 TEL 03-5253-8111 内線 21962 直通 5253-8919  
FAX 03-5253-1533

国土交通省大臣官房技術調査課

課長補佐 和賀 TEL 03-5253-8111 内線 22334 直通 5253-8220  
FAX 03-5253-1536

国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課

課長補佐 野口 TEL 03-5253-8111 内線 23223 直通 5253-8233  
FAX 03-5253-1542

国土交通省港湾局総務課

（地方整備局（港湾空港関係）について）

課長補佐 菊池 TEL 03-5253-8111 内線 46185 直通 5253-8663  
FAX 03-5253-1648

国土交通省港湾局技術企画課

品質確保企画官 北出 TEL 03-5253-8111 内線 46512 直通 5253-8905  
FAX 03-5253-1652

※ 各地方整備局の受付担当部局及び問合せ先については、別紙 1 をご覧ください。

## 1 受付方法及び受付期間等

### (1) インターネット方式（建設工事及び、測量・建設コンサルタント等業務）

- ①パスワード申請受付期間 平成24年11月1日(木)～平成24年11月30日(金)
- ②入力プログラムダウンロード期間 平成24年11月1日(木)～平成25年1月15日(火)
- ③申請用データ受付期間 平成24年12月3日(月)～平成25年1月15日(火)
- ④ヘルプデスク開設期間 平成24年11月1日(木)～平成25年1月15日(火)

(注1)上記インターネット方式の受付期間のうち、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日(土)～1月3日(木)）の終日及び平日の17:00～9:00の間は、システムを運休します。

(注2)①パスワードを取得しなければ、②入力プログラムのダウンロード及び③申請用データの送信を行うことができません。必ず①パスワードの申込みを受付期間内に行ってください。

### (2) 文書郵送方式

- ①受付期間 平成24年12月3日(月)～平成25年1月15日(火)（※当日消印有効）
- ②送付先 申請者の本店所在地ごとに別紙2-1及び別紙2-2に定める場所

### (3) 文書持参方式

- ①受付期間 平成24年12月3日(月)～平成25年1月31日(木)のうち申請者の本店所在地ごとに別紙3に定める期間  
※ 土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日(土)～1月3日(木)）は除く。
- ②場 所 申請者の本店所在地ごとに別紙3に定める場所

## 2 申請書類及び申請書作成の手引きについて

**(建設工事、測量・建設コンサルタント等業務)**

インターネット方式及び郵送・持参方式の申請書作成の手引き並びに郵送・持参方式の申請書等の様式については、国土交通省のホームページから入手して下さい。

ホームページアドレスは、以下のとおりです。

<http://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html>

### 3 建設工事に係る資格審査申請書及び添付書類

- ① 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)(様式1)
- ② 申請者が、⑥に掲げる書類に記載されている一の年間平均完成工事高を二以上の登録を希望する工事種別に分割して申請するとき及び⑥に掲げる書類に記載されている二以上の年間平均完成工事高の登録を希望する一の工事種別に合算して申請するときは、**工事分割内訳表**(様式2)
- ③ **業態調書**(様式3)
- ④ **営業所一覧表**(様式4)
- ⑤ **納税証明書の写し**(申請者が個人であるときは、国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。)別紙第9号書式(その3)又は(その3の2)、法人であるときは、国税規則別紙第9号書式(その3)又は(その3の3))  
ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合(係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要)は、それぞれ**租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類**
- ⑥ 建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。)第21条の4に規定する**経営事項審査の総合評定値通知書の写し**

※ 定期受付の場合に係る経営事項審査は、定期受付の申請書類の提出期間の終了日の1年7月前までの間の決算日を審査基準日とするものであって、かつ、申請をする日の直前に受けたものでなければならないこととしています。具体的には、平成25・26年度定期受付の場合には平成23年6月30日以降を審査基準日とするもの(平成23年6月30日以降を審査基準日とする経営事項審査の結果通知書が複数ある場合は、そのうち最新のもの)でなければなりません。

さらに、平成25・26年度の資格審査にあたっては、平成24年7月1日付けで改正された基準による経営事項審査の総合評定値(P)の通知を受けていることが要件となりますのでご注意ください(ただし、平成24年7月1日付けで改正される前の基準に基づいて受審した経営事項審査において、「雇用保険」及び「健康保険及び厚生年金保険」に関し、いずれも加入している又は適用除外とされている場合を除く)。

[注1] 申請者がインターネットを使用して申請する場合は、申請案内ホームページからダウンロードして得た入力プログラムを用いて、資格審査申請用データを入力画面上において作成、送信するとともに⑤を提出するものとする。

[注2] その他申請者により必要となる書類

|   |   |
|---|---|
| 申請者   | 資格審査申請書及び添付書類   |
| <p>一般社団法人等（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）の規定に基づく一般社団法人若しくは一般財団法人、公益社団法人若しくは公益財団法人又は特例民法法人をいう。以下同じ。）</p> | <p>上記①及び④に加え、②に掲げる書類に準ずる書類、規則第 19 条の 3 第 2 項の経営状況分析申請書に準ずる書類、規則第 19 条の 7 第 2 項の経営規模等評価申請書に準ずる書類、規則第 19 条の 4 第 1 項第 2 号、第 4 号及び第 5 号に掲げる書類及び規則第 19 条の 8 第 1 項の工事経歴書に準ずる書類並びに定款を提出</p>        |
| <p>道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業のみに一般競争（指名競争）に参加を希望する者（一般社団法人等を除く。）であって建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による許可を受けていない者</p>  | <p>上記①及び③から⑤に加え、規則第 19 条の 3 第 2 項の経営状況分析申請書に準ずる書類、規則第 19 条の 7 第 2 項の経営規模等評価申請書に準ずる書類、規則第 19 条の 4 第 1 項各号に掲げる書類に準ずる書類及び規則第 19 条の 8 第 1 項の工事経歴書に準ずる書類を提出<br/>なお、申請者が法人であるときは併せて登記事項証明書を提出</p> |
| <p>経常建設共同企業体</p> <p>客観的事項及び主観的事項又は特別事項について算定した点数の調整（「共同企業体の資格審査要領（昭和 37 年 11 月 27 日付け建設省発計第 79 号）4」又は「数値の算定及び等級の格付け要領（昭和 55 年 12 月 1 日付け港管第 3722 号）第 6 条（3）」に規定する客観点数及び主観点数又は特別点数の調整をいう。）を希望する者</p>   | <p>上記①から⑥に加え、共同企業体協定書の写し<br/>合併等に関する合理的な計画が記載された書類</p>  |
| <p>設立から平成 24 年 10 月 1 日までの期間が 24 箇月以上の協業組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）による協業組合をいう。</p>   | <p>上記①から⑥に加え、当該新規加入の組合員の住所、電話番号、商号又は名称、代表者氏名及び加入年月日を記載した書類</p>  |

|   |   |
|---|---|
| <p>以下同じ。)又は企業組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)による企業組合をいう。以下同じ。)であって、前回の主観的事項又は特別事項の審査基準日以降に新たに組合員の加入があった者</p>                 |   |
| <p>その設立から平成24年10月1日までの期間が24箇月に満たない協業組合又は企業組合である者</p>  | <p>上記①から⑥に加え、各組合員の住所、電話番号、商号又は名称及び代表者氏名を記載した書類</p>  |
| <p>事業協同組合(中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合で、建設業法第3条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。)の総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする者</p> | <p>上記①から⑥に加え、審査対象者(「事業協同組合に係る総合点数の算定方法等に関する特例要領の制定について」(昭和50年11月10日付け建設省厚発第473号の別紙)第2第2項又は「事業協同組合に係る総合点数の算定方法等に関する特例要領」(昭和50年12月4日付け建設省営管第459号)第2第2項又は「数値の算定及び等級の格付け要領」(昭和55年12月1日付け港管第3722号)第7条第2項に規定する審査対象者をいう。)の住所、電話番号、商号又は名称並びに代表者及び役員の名を記載した書類、役員名簿並びに組合員名簿</p> |
| <p>審査対象者のうちに一般競争(指名競争)参加資格の審査の申請をしていない者があるとき</p>  | <p>当該審査対象者に係る一般競争(指名競争)参加資格の審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査の告示(平成20年国土交通省告示第85号)第1第1号の1に規定する当期営業年度開始日の直前2年又は3年の各営業年度の希望工事種別ごとの年間平均完成工事高について記載した書類並びに当該審査対象者に係る上記②</p>  |

#### 4 (測量・建設コンサルタント等業務に係る資格審査申請書及び添付書類)

- ① 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)(様式1)
- ② 業態調書(様式2)
- ③ 営業所一覧表(様式3)
- ④ 技術者経歴書(様式4)
- ⑤ 申請者が法人であるときは、登記事項証明書又はその写し
- ⑥ 登録証明書等又はその写し
- ⑦ 申請者が法人であるときは、一般競争資格審査(国土交通省所管会計事務取扱規則(平成13年国土交通省訓令第60号。)第34条第4項の規定による一般競争参加資格

の審査をいう。以下同じ。)の申請をする日の直前の営業年度の終了日(以下「審査基準日」という。)の直前1年の各事業(営業)年度の**貸借対照表、損益計算書並びに株主資本等変動計算書及び個別注記表**、個人であるときは、審査基準日の直前1年の各事業(営業)年度の**貸借対照表及び損益計算書**

- ⑧ **納税証明書の写し**(申請者が個人であるときは、国税規則別紙第9号書式(その3)又は(その3の2)、法人であるときは、国税規則別紙第9号書式(その3)又は(その3の3))

ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合(係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要)は、それぞれ**租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類**

[注1] 港湾空港関係に係る申請については、③及び④に掲げる書類を以下の書類に読み替えるものとする。

- ③ **営業所一覧表**(様式4)  
④ **技術者経歴書**(様式3)

[注2] 申請者が**インターネットを使用して申請する場合は**、申請案内ホームページからダウンロードして得た入力プログラムを用いて、資格審査用データを入力画面上において作成、送信するとともに、⑤から⑧までに掲げる書類を提出するものとする。

[注3] その他申請者により必要となる書類

|   |                                    |
|---|------------------------------------|
| 申請者   | 資格審査申請書及び添付書類                      |
| 一般社団法人等   | 上記①から③及び⑥に加え、④及び⑦に掲げる書類に準ずる書類並びに定款 |
| 次に掲げる者であるときは、それぞれ右欄に定める書類をもって④、⑤及び⑦(港湾空港関係にあつては⑤及び⑦)に掲げる書類に代えることができる。       |                                    |
| 建設コンサルタント登録業者<br>(建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第2条第1項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。) | 建設コンサルタント登録規程第7条第1項に規定する現況報告書の写し   |
| 地質調査業登録業者(地質調   | 地質調査業登録規程第7条第1項に規定する現況             |

|   |   |
|---|---|
| <p>査業者登録規程（昭和 52 年建設省告示第 718 号）第 2 条第 1 項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）</p>                      | <p>報告書の写し</p>                               |
| <p>補償コンサルタント登録業者（補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年建設省告示第 1341 号）第 2 条第 1 項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）</p> | <p>補償コンサルタント登録規程第 7 条第 1 項に規定する現況報告書の写し</p> |

## 5 インターネット方式による申請に必要な経営事項審査の注意点

### （建設工事）

申請する直前に新しい総合評定値通知書がお手元に届いた方については、当該通知書のデータがシステムに反映されるまで、約 2 週間程度のタイムラグが発生する可能性があります、その場合には、申請用データを送信してもエラーとなり受け付けることが出来ません。

特に受付期間終了直前にエラーとなった場合は、インターネット方式による申請ができませんので、文書郵送方式、文書持参方式により申請をしていただくか、随時受付による申請をしていただくこととなります。資格審査の申請に間に合うよう早めに経営事項審査の申請をお願いします。

## 6 経常建設共同企業体の取り扱いについて（建設工事）

一つの発注機関における同一工事種別内での単体企業と当該企業を構成員とする経常建設共同企業体との同時登録はできません。

経常建設共同企業体として登録を希望しない工事種別については、各単体企業としての登録は可能です。

別紙1 各地方整備局の受付担当部局及び問合せ先  
(道路・河川・官庁営繕・公園関係)

| 申請者の本店所在地   | 受付担当部局        | 電話番号             |
|---|---------------|------------------|
| 北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県   | 東北地方整備局総務部契約課 | (代) 022-225-2171 |
| 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県<br>山梨県   | 関東地方整備局総務部契約課 | (代) 048-601-3151 |
| 新潟県 富山県 石川県 長野県(長野、松本、上田、須坂、小諸、中野、大町、飯山、塩尻、佐久、千曲、東御及び安曇野の各市並びに上高井、上水内、北安曇、北佐久、下高井、下水内、小県、埴科、東筑摩及び南佐久の各郡の町村に限る。) | 北陸地方整備局総務部契約課 | (代) 025-280-8880 |
| 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 長野県(岡谷、飯田、諏訪、伊那、駒ヶ根及び茅野の各市並びに上伊那、木曾、下伊那及び諏訪の各郡の町村に限る。)  | 中部地方整備局総務部契約課 | (代) 052-953-8138 |
| 京都府 大阪府 福井県 滋賀県 兵庫県 奈良県 和歌山県  | 近畿地方整備局総務部契約課 | (代) 06-6942-1141 |
| 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県   | 中国地方整備局総務部契約課 | (代) 082-221-9231 |
| 徳島県 香川県 愛媛県 高知県   | 四国地方整備局総務部契約課 | (代) 087-851-8061 |
| 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県<br>沖縄県   | 九州地方整備局総務部契約課 | (代) 092-471-6331 |

(港湾空港関係)

| 申請者の本店所在地                                  | 受付担当部局              | 電話番号            |
|--|---------------------|-----------------|
| 北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県                | 東北地方整備局<br>総務部経理調達課 | (直)022-716-0013 |
| 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県<br>山梨県        | 関東地方整備局<br>総務部経理調達課 | (直)045-211-7413 |
| 新潟県 富山県 石川県 福井県 長野県                        | 北陸地方整備局<br>総務部経理調達課 | (直)025-370-6650 |
| 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県                            | 中部地方整備局<br>総務部経理調達課 | (直)052-651-6264 |
| 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県                   | 近畿地方整備局<br>総務部経理調達課 | (直)078-391-7576 |
| 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県(下関市を除く)                | 中国地方整備局<br>総務部経理調達課 | (直)082-511-3903 |
| 徳島県 香川県 愛媛県 高知県                            | 四国地方整備局<br>総務部経理調達課 | (直)087-811-8304 |
| 山口県下関市 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県<br>宮崎県 鹿児島県 沖縄県 | 九州地方整備局<br>総務部経理調達課 | (直)092-418-3345 |



別紙 2 - 1 文書郵送方式における送付先（道路・河川・官庁管轄・公園関係）

| 申請者の本店所在地   | 受付担当部局            | 住 所   |
|---|-------------------|---|
| 北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県   | 東北地方整備局<br>総務部契約課 | 〒980-8602<br>仙台市青葉区二日町9-15                    |
| 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県  | 関東地方整備局<br>総務部契約課 | 〒330-9724<br>さいたま市中央区新都心2-1<br>さいたま新都心合同庁舎2号館 |
| 新潟県 富山県 石川県 長野県（長野、松本、上田、須坂、小諸、中野、大町、飯山、塩尻、佐久、千曲、東御及び安曇野の各市並びに上高井、上水内、北安曇、北佐久、下高井、下水内、小県、埴科、東筑摩及び南佐久の各郡の町村に限る。） | 北陸地方整備局<br>総務部契約課 | 〒950-8801<br>新潟市中央区美咲町1-1-1<br>新潟美咲合同庁舎1号館    |
| 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 長野県（岡谷、飯田、諏訪、伊那、駒ヶ根及び茅野の各市並びに上伊那、木曾、下伊那及び諏訪の各郡の町村に限る。）  | 中部地方整備局<br>総務部契約課 | 〒460-8514<br>名古屋市中区三の丸2-5-1<br>名古屋合同庁舎第二号館    |
| 京都府 大阪府 福井県 滋賀県 兵庫県 奈良県 和歌山県  | 近畿地方整備局<br>総務部契約課 | 〒540-8586<br>大阪市中央区大手前1-5-44<br>大阪合同庁舎第一号館    |
| 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県   | 中国地方整備局<br>総務部契約課 | 〒730-8530<br>広島市中区上八丁堀6-30<br>広島合同庁舎第二号館      |
| 徳島県 香川県 愛媛県 高知県   | 四国地方整備局<br>総務部契約課 | 〒760-8554<br>高松市サポート3-33<br>高松サポート合同庁舎        |
| 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県  | 九州地方整備局<br>総務部契約課 | 〒812-0013<br>福岡市博多区博多駅東2-10-7<br>福岡第二合同庁舎     |

※ 建設工事については「港湾空港関係」に申請する方の書類も受付いたします。

別紙 2 - 2 文書郵送方式における送付先（港湾空港関係）

| 申請者の本店所在地                                       | 受付担当部局              | 住 所   |
|---|---------------------|---|
| 北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県<br>山形県 福島県                  | 東北地方整備局<br>総務部経理調達課 | 〒980-0013<br>宮城県仙台市青葉区花京院1-1-20<br>花京院スクエア    |
| 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県<br>東京都 神奈川県 山梨県             | 関東地方整備局<br>総務部経理調達課 | 〒231-8436<br>神奈川県横浜市中区北仲通5-57横<br>浜第2合同庁舎     |
| 新潟県 富山県 石川県 福井県 長野県                             | 北陸地方整備局<br>総務部経理調達課 | 〒950-8801<br>新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1<br>新潟美咲合同庁舎1号館 |
| 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県                                 | 中部地方整備局<br>総務部経理調達課 | 〒455-8545<br>愛知県名古屋市港区築地町2                    |
| 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県<br>和歌山県                     | 近畿地方整備局<br>総務部経理調達課 | 〒650-0024<br>兵庫県神戸市中央区海岸通29神戸<br>地方合同庁舎       |
| 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県<br>(下関市を除く)                 | 中国地方整備局<br>総務部経理調達課 | 〒730-0004<br>広島県広島市中区東白島町14-15<br>NTTクレド`白島ビル |
| 徳島県 香川県 愛媛県 高知県                                 | 四国地方整備局<br>総務部経理調達課 | 〒760-8554<br>香川県高松市サンポート3-3-3                 |
| 山口県 下関市 福岡県 佐賀県 長崎県<br>熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄<br>県 | 九州地方整備局<br>総務部経理調達課 | 〒812-0013<br>福岡市博多区博多駅東2-10-7                 |

※ 建設工事については「道路・河川・官庁営繕・公園関係」に申請する方の書類も受付いたします。

別紙3 文書持参方式における受付場所

| 申請者の本店所在地  | 受付時期  | 受付場所  |
|--|---|---|
| 北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県  | 平成25年 1月21日(月)～平成25年 1月31日(木)<br>受付時間 午前の部 9時30分～11時30分<br>午後の部 13時00分～16時30分 | 東北地方整備局<br>定期受付会場<br>仙台市青葉区二日町<br>16-1<br>二日町東急ビル4階<br>TEL 022-225-2171   |
| 東京都並びに茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川及び山梨の各県  | 平成25年 1月 4日(金)～平成25年 1月31日(木)<br>受付時間 午前の部 9時30分～11時30分<br>午後の部 13時00分～16時30分 | 関東地方整備局<br>定期受付会場<br>さいたま新都心合同庁舎2号館 17階<br>さいたま市中央区新都心2-1<br>TEL 048-601-3151<br>及び<br>横浜第2合同庁舎<br>14階 142会議室<br>横浜市中区北仲通5-57<br>TEL 045-211-7413 |
| 新潟、富山、石川、長野（長野、松本、上田、須坂、小諸、中野、大町、飯山、塩尻、佐久、千曲、東御及び安曇野の各市並びに上高井、上水内、北安曇、北佐久、下高井、下水内、小県、埴科、東筑摩及び南佐久の各郡の町村に限る。）及び福井（港湾空港関係に限る。）の各県 | 平成25年 1月16日(水)～平成25年 1月31日(木)<br>受付時間 午前の部 9時30分～11時30分<br>午後の部 13時00分～16時30分 | 北陸地方整備局<br>新潟美咲合同庁舎<br>1号館4階<br>新潟市中央区美咲町1-1-1<br>TEL 025-370-6647  |
| 岐阜、静岡、愛知、三重及び長野（岡谷、飯田、諏訪、伊那、駒ヶ根及び茅野の各市並びに上伊那、木曽、下伊那及び諏訪の各郡の町村に限る。）の各県  | 平成25年 1月21日(月)～平成25年 1月31日(木)<br>受付時間 9時30分～16時00分                            | 中部地方整備局<br>定期受付会場<br>愛知県産業貿易館 西館<br>8階<br>名古屋市中区三の丸<br>3-1-6<br>TEL 052-953-8138  |

| 申請者の本店所在地  | 受付時期   | 受付場所   |
|--|--|--|
| <p>京都及び大阪の各府並びに福井（港湾空港関係を除く。）、滋賀、兵庫、奈良及び和歌山の各県</p> | <p>平成25年1月7日(月)～平成25年1月31日(木)<br/>受付時間 9時30分～16時00分</p>                              | <p>近畿地方整備局<br/>総務部契約課<br/>大阪合同庁舎1号館<br/>第一別館<br/>三階定期受付会場<br/>大阪府中央区大手前<br/>1-5-44<br/>TEL06-6942-1141<br/>及び<br/>近畿地方整備局<br/>総務部経理調達課<br/>神戸地方合同庁舎<br/>神戸府中央区海岸通2<br/>9<br/>TEL078-391-7576</p> |
| <p>鳥取県、島根、岡山、広島及び山口（港湾空港関係については下関市を除く。）の各県</p>     | <p>平成24年12月3日(月)～平成25年1月31日(木)<br/>受付時間 午前の部 9時30分～11時30分<br/>午後の部 13時00分～16時30分</p> | <p>中国地方整備局<br/>広島合同庁舎2号館<br/>11階 総務部契約課<br/>広島府中区上八丁堀<br/>6-30<br/>TEL082-221-9231<br/>及び<br/>中国地方整備局<br/>NTTクレド白島ビル13階<br/>総務部経理調達課<br/>広島府中区東白島町<br/>14-15<br/>TEL082-511-3903</p>             |
| <p>徳島県 香川県 愛媛県 高知県</p>                             | <p>平成24年12月3日(月)～平成25年1月31日(木)<br/>受付時間 午前の部 9時00分～12時00分<br/>午後の部 13時00分～16時00分</p> | <p>四国地方整備局<br/>高松サンポート合同庁舎<br/>8階入札室<br/>高松府サンポート3-33<br/>TEL 087-851-8061</p>   |

| 申請者の本店所在地                            | 受付時期  | 受付場所  |
|--------------------------------------|---|---|
| 九州各県、沖縄県及び山口県<br>下関市（港湾空港関係に限<br>る。） | 平成24年12月 17日(月)～平成25年1月31日(木)<br>受付時間 午前の部 9時30分～11時30分<br>午後の部 13時00分～16時30分 | 九州地方整備局<br>定期受付会場<br>福岡市博多区博多駅東<br>2-10-7 福岡第二合同<br>庁舎2階会議室<br>TEL 092-471-6331 |

※ 上記の一部庁舎では、保安のためセキュリティゲートを設置している庁舎があります。お手数ですが、入庁時には受付等にて一時通行許可を受けていただくようお願いいたします。